

平成31年4月1日

各 位

結城信用金庫

「ユーシン後見制度支援預金」取扱開始について

結城信用金庫では、平成31年4月1日より成年後見制度利用者の財産保護を目的に、「ユーシン後見制度支援預金」の取扱を開始いたします。

記

1 . 名称

ユーシン後見制度支援預金
ユーシン後見制度支援預金（無利息型）

2 . 取扱開始

平成31年4月1日（月）

3 . 利用対象者

家庭裁判所が新規契約に係る「指示書」を交付した方

4 . 後見制度支援預金とは

成年後見人が家庭裁判所の「指示書」によって利用できる普通預金であり、成年被後見人の財産を日常的に使用する金銭と普段使わない金銭に分け、日常的に使用する金銭に関しては成年後見人が管理し、普段使わない金銭については家庭裁判所の「指示書」がないと入出金等の取引ができない仕組みです。

※本預金の詳細については、「ユーシン後見制度支援預金」商品案内をご参照ください。

ユーシン後見制度支援預金

平成31年4月1日現在

商品名	ユーシン後見制度支援預金またはユーシン後見制度支援預金（無利息型）
販売対象	個人で、家庭裁判所が「指示書」を交付した方。
期 間	期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	家庭裁判所発行の「指示書」記載の通り、お預け入れいただけます。 「指示書」記載の金額 1円単位
払戻方法	家庭裁判所発行の「指示書」記載の通り、払い戻しいたします。 ・出 金 指 示 書・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ・定期送金指示書・・定期的に、指定された間隔（たとえば3か月ごと）で指定された金額を後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振り替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	店頭表示された利率（変動金利）を適用いたします。なお、無利息型にお利息は付きません。 毎年3月と9月に利息決算を行い、口座に入金いたします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税 金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優のご利用はできません。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	口座管理手数料・解約手数料はかかりません。 ※定期的な自動振込をする場合は、振込の都度、所定の振込手数料がかかります。 また、一時交付金（出金）および解約金を振込む場合も所定の振込手数料がかかります。詳しくは、「手数料のご案内」をご覧ください。
付加できる特約内容	指示書の指示内容による取扱のみとなります。
中途解約時の取扱い	———
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	別紙「苦情処理措置・紛争解決措置について」を参照してください。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金その他振込、配当金等の受取、IB契約はできません。 ・ 本預金は口座開設店でのみお取扱いいたします。 ・ 「総合口座」のお取扱いはできません。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ 通帳によるATMのご利用はできません（窓口のお取扱いに限定します）。 ・ 現金でのお支払いはできません（管理口座への振替または振込となります）。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって名義人の全預金の元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、無利息型については全額保護されます。